

(第1回)契約変更の内容

契約変更年月日	令和7年3月10日
契約業者名	三洋テクノマリン株式会社 九州支社
契約業者の住所	福岡市博多区神屋町10番15号
業務の名称	令和6年度新門司沖土砂処分場(3工区)動態観測外1件
業務場所	北九州市小倉南区空港北町地先
業種区分	測量・調査
業務概要(変更した内容について記述する)	下記「変更理由」のとおり
履行期間(自)	令和6年7月2日
履行期間(至)	令和7年3月17日
変更前の契約金額	24,541,000 円(税込み)
変更金額	2,849,000 円(税込み)
変更後の契約金額	27,390,000 円(税込み)
変更理由	<ol style="list-style-type: none">横断測量に使用する補助基準点の一部が亡失していることが判明したため、再設置が必要となった。3工区内の水位が高いことから、濁度測定、採水及びSS分析の追加が必要となった。UAVグリーンレーザー測量の範囲を南側に約200m拡大した範囲まで変更した。除草の処分数量について、数量が確定したため、変更した。測量範囲について、水域部の範囲が増加したため変更が生じた。また、船外機船作業を実施する計画だったが、測量に必要な水深を確保できない水域部があるため、干潟部の境界付近はレッド測深で実施することとなった。沈下板及び釜場の嵩上げについて、北側地点の水深が浅く、船舶での作業が困難であることが判明し、南側については、沈下板が水没状態のため、嵩上げの実施が困難であると判明し、施工を取り止めることとなった。